

別表第6（駐車場）

	旅客施設等整備基準
	駐車場（機械式のものを除く。）にあつては、次のア及びイに定めるところによること。 ア 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。 イ アに規定する部分を避難階以外の階に設ける駐車場（施行規準で定めるものを除く。）にあつては、高齢者、障がい者等が利用することができるエレベーターを設けること。
特定施設	技術的細目
	（1）自動車の駐車の用に供する部分（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。）を設ける場合は、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を次に掲げる場合の区分に応じて定めた数以上設けること。ただし、自動車の駐車の用に供する部分を20以上設ける場合には、1以上は車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。 ア 自動車の駐車の用に供する部分が200以下の場合、自動車の駐車の用に供する部分の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 自動車の駐車の用に供する部分が200を超える場合、自動車の駐車の用に供する部分の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 （2）前号の車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分は、次に定める構造とすること。 ア 駐車場の歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。 イ 駐車場の歩行者の出入口に通ずる障がい者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面することとし、当該通路は、別表第2特定施設コ【敷地内の通路】第2号、第5号及び第6号に定める構造とすること。ただし、主たる出入口以外の出入口幅は、80センチメートル以上とすることができる。 ウ 幅を3.5メートル以上とすること。 エ 床面又は地面は、水平とすること。 オ 避難階以外の階に第1号に定める車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設ける場合は、別表第2特定施設オ【エレベーター】に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、傾斜路若しくは車いす使用者用昇降設備を設置することにより、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に避難階及びそれ以外の階に移動することができる駐車場、又は当該駐車場と一体的に利用される隣接した建築物のエレベーターを円滑に利用することができる場合は、この限りでない。 カ 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。 キ 必要に応じ進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。